

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1 対象工事

太田市役所契約検査課発注工事とする。

2 調達検討資材

供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材とする。

なお、ナフサを由来とする建設資材は表1のとおりとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表1 設計変更の対象とする建設資材

ナフサ由来の石油化学原料	建設資材
エチレン	塩化ビニル管・継手（VU管、VP管）、ポリエチレン管、止水板
ブタジエン	防水材、ゴム系止水材、シーリング材
スチレン	EPS盛土材（発泡スチロール盛土）
トルエン・キシレン	塗料、塗料用シンナー

3 設計変更の流れ

- （1）受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メール等で協議することも可能とするが、事後、遅滞なく工事打合せ書等で協議することとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- （2）受注者との協議の結果、調達検討資材について、別途調達経費が必要と認めた場合、別紙「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出させ、協議するものとする。
- （3）設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、調達数量、調達単価が記載された実施の取引（支払）伝票、請求書等（以下「証明書類」という）を監督員に提出する。
- （4）代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満たしていることを確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。
- （5）以上の流れで妥当性が確認できた調達検討資材について契約変更の対象とする。
- （6）監督員は、変更協議書を作成した際、資料として受注者から提出のあった「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」及び証明書類を添付すること。

4 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。
ただし、既済部分について出来高払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

設計数量について、設計図書（数量総括表や図面等）に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出するものとする。

（例：塗装用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

なお換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更にかかる単価は、証明書類で確認できた実際の購入価格とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこととする。
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初設計時の実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこととする。
- (5) 本通知に基づく設計変更内容は、建設工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。
- (6) 変更協議書の適用条文は、工期延長のみの場合は 22 条、増額変更のみの場合は 62 条、工期延長と増額変更を同時に行う場合は 22 条と 62 条を併用することとする。

5 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。